

[事案 22-78] 特定疾病保険金請求

平成23年3月25日 裁定終了

<事案の概要>

膀胱癌で入院し手術を受けたが、浸潤性がないという理由で特定疾病保険金が支払われないことを不服として申立てがあつたもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 1 月、A 病院に入院し病理診断結果、「膀胱癌(上皮内癌以外)」、TNM分類「pT_a N0M0」と診断され(以下「本件疾病」という)、膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術)を受けた。そこで、保険金、給付金を請求したところ、入院給付金と手術給付金は支払われたものの、浸潤性がないという理由で特定疾病保険金が支払われなかつた。

1 年後の 22 年 3 月に再発、A 病院に再入院し「膀胱悪性腫瘍手術(経尿道的手術)」を受けたので、再度、保険金、給付金を請求したところ、1 回目の入院・手術と同様、入院給付金、手術給付金は支払われたが、浸潤性がないという理由で特定疾病保険金がまた支払われなかつた。下記理由により、納得出来ないので特定疾病保険金(200 万円)を支払ってほしい。

- (1) A 病院の診断書において、本件疾病が「上皮内癌以外」と記載されており、本件疾病は、特定疾病保険金の支払い対象となる「悪性新生物」に該当する。
- (2) 新型がん特約において、癌として認定しがん入院給付金、がん手術給付金が支払われているのに、何故、特定疾病保障定期特約については特定疾病保険金が支払われないのか理解できない。
- (3) 約款の内容について事前に説明を受けていない。
- (4) 他生保会社で締結している他の保険契約で給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求(特定疾病保険金の支払)に応ずることは出来ない。

- (1) 膀胱癌における TNM 分類上、「pTa」は乳頭状非浸潤癌を示し、約款上支払対象外となつてゐる上皮内癌と同等の状態と判断され、支払対象である悪性新生物の定義にも該当しない。
- (2) 新型がん特約は、特定疾病保障定期保険約款で支払対象外と規定されている上皮内新生物についても、がん入院給付金、がん手術給付金の支払対象としており、特定疾病保険金とがん入院給付金・がん手術給付金の支払事由は異なるものである。
- (3) 生命保険契約は附合契約性を有しており、特定疾病保険金の支払可否は該当契約の約款の規定に従い判断される。
- (4) 他社で締結している他の保険契約の約款、および他社の支払可否判断に、当社の支払可否判断が拘束されるわけではない。

<裁定の概要>

下記理由のとおり、申立内容は認められることから、生命保険相談所規程第44条により、

裁判書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) A病院の診断書では、本件疾病は「尿路上皮癌」で「上皮内癌以外」と記載され、TNM分類「p T a NO MO」と記載されているが、これは、非浸潤性・乳頭状癌であり、所属リンパ節転移はなく、遠隔転移もなかったことを示している。

申立契約の約款によれば、特定疾病保険金の支払対象となる悪性新生物とは「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」と定義されおり、本件疾病は、特定疾病保険金の支払対象となる悪性新生物には該当しない。

(2) 腫瘍が浸潤性のものか非浸潤性のものは、いわば腫瘍の性質に着目した分類であり、上皮内にとどまる「上皮内癌」であるか「上皮内癌以外」であるかは、いわば腫瘍の状態（深達度）に着目した分類であり、分類の基準が異なる。従って、「上皮内癌以外」の腫瘍が直ちに浸潤性のもの、すなわち約款で規定する「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」とは言えない。

(3) 申立人は、相手方会社が、がん入院給付金・がん手術給付金の支払いには応じていることを指摘するが、これは、がん特約と特定疾病保障定期特約の約款の規定の仕方が異なるためで、矛盾するものではない。

(4) 生命保険契約は附合契約^{【注】}であり、契約の内容は約款の規定に従って決まるものであり、約款において、特定疾病保険金の支払対象が「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」に限定されている以上、その点につき、申立人が相手方から説明を受けていなかったとしても、同保険金を支払うべきか否かは申立契約の約款に従って判断される。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。